

## 小城市広報「さくら」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小城市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づき、市が発行する小城市広報「さくら」(以下「市報」という。)に広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の掲載する募集枠数、規格及び発行部数は、次のとおりとする。

種類	規格 (縦×横)	掲載場所	発行部数
広報「さくら」 毎月号	【裏表紙】 縦 9.1 cm × 横 9.1 cm 【裏表紙の裏】 縦 12.3 cm × 横 9.1 cm 【裏表紙から数えて 3 ページ目】 縦 12.3 cm × 横 9.1 cm	裏表紙から 数えて 3 ページまでの 各 1/2 ページ	毎年度募集要項に定める

2 広告の色は、市報の仕様に準じる。

3 各ページの広告枠に「有料広告」と明記する。

(広告掲載の募集)

第3条 広告の募集及び原稿制作は、市と契約した広告代理店が行うものとする。

(掲載の承認)

第4条 広告主は、市と広告枠の売買契約を締結している事業者を介して、掲載しようとする広告の原稿等をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

(掲載の範囲)

第5条 市報に掲載できる広告は、小城市広告掲載基準による。

(広告主の責任)

第6条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料金の還付)

第7条 広告掲載料金は還付しないものとする。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年3月1日から施行する。

2 小城市「市報さくら」広告掲載取扱要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成28年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。